

# 『平針の里山』ニュース No. 11

2011年3月1日(火)

発行：平針の里山保全協議会(代表：宗宮 弘明)

事務局：〒468-0020 天白区天白町平針黒石 2878 - 366

TEL/FAX：052-848-1721 Email: hirabarisatoyama@hotmail.co.jp

## 緑豊かなまちづくりにむけて一歩ずつ前進を

### <これまでの経過>

- 10月21日 開発の取り消しを求めた住民訴訟第1回口頭弁論
- 10月25日 COP10開催中、伐採が始まる。
- 11月3日 伐採中止を呼びかける有志による「いのちの旅のパレード」(栄パルコ周辺にて)
- 11月9日 平針の里山問題が国会で質問される。
- 11月11日 土砂の搬入が始まる。
- 11月15日 ため池が破壊され、周辺住宅に水害の危機。
- 11月18日 開発業者に工事停止を求め地域住民と仮処分申請。
- 11月20日 山茶碗の破片出土。
- 12月14日 仮処分申請第1回審尋
- 12月16日 考古学調査員が古窯と山茶碗の調査に来るが工事で破壊されていた。
- 12月17日 開発区域外にある里道の樹木が伐採される。
- 12月22日 同里道がショベルカーで破壊される。
- 12月26日 里山に積み置きされた竹チップの山から煙が発生。消防車が出動。
- 1月11日 仮処分申請第2回審尋  
仮処分が認められなかったため、仮処分申請の申立を上告中。
- 1月13日 開発の取り消しを求めた住民訴訟第2回口頭弁論
- 2月18日 設置されたフェンスが風で吹き飛ばされる。

暴力団の組長が  
平針の里山の土地を  
買ったというウワサ話が  
あちこちから聞こえるんだ  
けど...どうなってるの?!

工事で困ったら  
どうすれば  
いい?

### 住宅前をトラックが1日に200往復も通行

6mの幅しかない生活道路を1日平均約100台、最大で200台(200往復)ものダンプが土砂を積んで通行しました。その通行の激しさに道路はこぼれた泥で汚され、ボロボロに傷んでいます。工事入り口前に立つと、土ほこりや排気ガス、振動による健康や家屋への被害が心配になりました。



ダンプのマナーの悪さ、予告もなく突然始まる工事、作業時間、騒音、振動、粉塵、砂塵...

近隣の住民に作業予定を知らせず強引に進める工事業者の監視を今後も続けます。

安心して生活するために  
住民の声を届けましょう!

#### 工事業者

(株)菊和 (732)0200

#### 工事に対する不安・疑問

住宅都市局開発指導課 (972)2770

#### 騒音やほこりなどの困り事

南東部公害対策担当 (823)9422

#### 道路や側溝の困り事

天白土木事務所 (803)6644

#### 日々の暮らしについて

天白区役所まちづくり推進課(807)3821

### 平針の里山開発工事をたどるホームページ

平針の自然を歩く - 平針の里山とその周辺  
「壊される里山」

<http://www.wb.commufa.jp/yam-sat/sato-5.html>

針山里平の里山レジスタンス  
<http://ameblo.jp/satoyama-initiative/>

# 民有地の緑地 条例で守れ

ヒートアイランド化を和らげ、生きものの生息地を保全しよう。名古屋市は全国の自治体で初めて、都市緑地法に基づく「緑地保全地域」の指定に乗り出す。指定する民有地の開発を制限し、届け出制にする。新年度以降の条例化をめざす。強い規制に抵抗のある地権者に配慮をしつつ、都市に残された緑を確実に残すのが狙いだ。

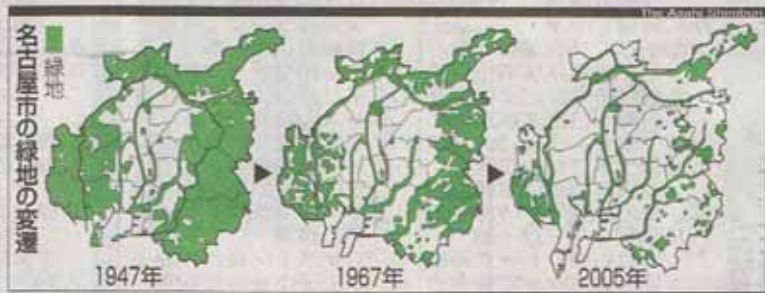
(川田俊男)



名古屋市は、この50年間で半減した緑地（農地や水辺などを含む）面積を2020年までに現在の約25%から30%に増やす方針で、これ以上減らさないために取り組む。市内に残る緑地には、公園や公有林、農地などのほか、まとまった樹林を持つ民有地造成工事が進む「平針の里山」。奥に残る緑地も民有地。保全が開発かをめぐって揺れた＝名古屋市長天白区

## 名古屋市、開発を届け出制に

もある。一部は法や条例で開発の規制がかかっているが、対象外の緑地も少なくない。こうした緑地の一部について、市は「緑地保全地域」に指定するため、条例づくりに乗り出した。国土交通省によると、条例化されれば全国で初の事例になるという。都市緑地法には、指定地区



## 優遇策 地権者に配慮

の開発を禁止し、代わりに相続税を80%、固定資産税を50%減免する制度がある。だが、地権者には強い規制に抵抗があることから、市は同法の中では規制が緩やかな「緑地保全地域」を導入することにした。

指定された保全地域では、開発に届け出が必要になる。開発の際には60%以上、緑地を残すことや、建ぺい率を最低基準の30%よりも低い20%に制限することを条例で定める。開発を「禁止」する制度に比べれば規制は緩やかだが、税の優遇はない。このため、市民が市に土地を貸して公園のように活用する「市民緑地」の制度を併用することで優遇する。市民緑地は固定資産税や都市計画税が非課税となり、20年以上続けば相続税も2割減る。

緑地保全地域の指定には都市計画決定が必要で、手続きには最低1年以上かかるため、指定の前に保全の網をかかれる「保全配慮地区」も設ける。この地区では、業者から市に開発の相談があった段階で、内容や緑地の重要性に照らして保全を促す指導ができるようにする。緑地開発をめぐってトラブルが起きるのを早い段階で避けるのが目的だ。

保全が開発かで揺れた名古屋市長天白区の「平針の里山」は民有地で、手続きが進んでから里山としての価値を評価する声が上がった。市緑化推進課の担当者は「事前に保全対象にしていればトラブルは避けられた可能性はある」と、新しい制度の効果に期待している。

市は条例の対象となる候補地として、ナゴヤドーム60個分にあたる民有緑地約3000を挙げる。これらについて生物多様性などの観点から保全の優先順位をつけるため、新年度から植生調査をする。地権者へのアンケートや指定の意向確認も進める。「平針の里山」でも、開発地を除く約10社について地権者の理解を求めていく方針だ。市は新制度を盛り込んだ20年までの「なごや緑の基本計画」を今年度内に策定する。

「平針の里山」の保全を求めた住民活動が、名古屋市全体の緑地保全制度を変えようとしています。緑豊かな里山の復元を目指しながら発信を続けていきます。「平針の里山」を名古屋の緑地保全のシンボルに！

